

相続財産から控除できる債務とは その③

～葬式費用の対象となるものとは～

債務控除の種類

相続財産から控除できる債務は大きく分けて2種類です

①債務

被相続人が亡くなった時に現に存在した債務で、
確実と認められるもの

→ 具体的には借入金や未払金などを指します
税金については、所得税・住民税と他の税金では
考え方が若干異なります。

債務控除の種類

相続財産から控除できる債務は大きく分けて2種類です

②葬式費用

被相続人が亡くなった後に行われる通夜・葬儀に関する費用

→ 初七日費用は対象外

お寺に支払うお布施については対象となるものと対象とならないものに分けられる

葬式費用の対象となるもの

①通夜・葬儀で発生した費用

- ・火葬費用、埋葬費用
- ・遺体の運搬費
- ・葬儀に直接関連した飲食費や接待費

については控除OK

葬式費用の対象となるもの

②お寺に支払ったお布施

- ・ 通夜・葬儀に対するお布施
- ・ 読経料や戒名

については控除OK

永代供養料は相続と異なる費用（故人の今後の供養のための費用）であるため控除NG

葬式費用の対象とならないもの

①香典返し

香典収入が非課税措置であるため、香典返しは
控除 N G

②初七日、四十九日、一周忌法要

通夜・葬儀と異なる法要費用は控除 N G

③亡くなった後に購入したお墓や仏壇費用

亡くなった後の費用のため控除 N G

(亡くなる前に購入して未払の物は控除 O K)

葬式費用の証明

①領収書を保存しましょう

葬儀会社に支払った費用は領収書保存しましょう

②お布施は領収書が貰えないケースも

お寺から領収書を貰えなかった場合はメモ書きでいいので、金額の内訳を記載しておきましょう

③相続人が立て替えた葬式費用も控除OK

誰がいくら支払ったのか記録を残しましょう

END